

宮崎県資源管理指針

平成23年 3月30日策定
平成24年 4月12日変更
平成24年12月17日変更
平成26年 1月 7日変更
平成27年 2月 2日変更
平成27年 2月10日変更
平成28年 1月 7日変更
平成29年 2月28日変更
平成30年 3月 6日変更
平成31年 2月 8日変更
令和 2年 3月 3日変更
宮 崎 県

第1 宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

1 漁業概観

本県の海岸線は総延長400kmで、北部と南部では屈曲に富んでいるが、中部は平坦な砂浜帯となっている。

本県の海域は、沖合では北上する黒潮の影響が強く、沿岸部では流入する河川水や南下する沿岸水と黒潮からの暖水波及によって複雑な海況を呈する中で、沿岸域はイワシ、アジ、サバ等の好漁場となり、さらにその沖合にはカツオ、マグロの漁場が形成されている。

2017年（平成29年）の漁業生産は、生産量96,540トン*（前年比95%、2012年～2016年平均比93%）、生産額24,665百万円*で、1990年（平成2年）の223,093トン*をピークとした後、低水準で推移している。漁業種類別に見ると、まき網、かつお一本釣、まぐろ延縄の3漁業で全体の約70%を占める一方で、定置網、底びき網、一本釣、延縄などの多種多様な漁業が営まれている状況である。なお、以下に示す魚種ごと、漁業種類ごとの漁獲量は、原則的に宮崎県農林水産統計年報を資料とし、大中型1 そうまき網漁業、沖合底びき網漁業、遠洋・近海のかつお及びまぐろ漁業による漁獲量を除いた、本県の沿岸漁業によるもののみとした。

*宮崎県農林水産統計年報

2 資源管理の実態

これまでの資源管理は、漁獲圧の高い漁業は知事許可漁業として操業方法等を制限するほか、資源保護の観点から漁獲サイズの制限等を設定するなどの公的規制や、古くからアワビ、イセエビ等の根付け資源を主体として行われてきた禁漁区の設定等の自主的な取組によって進められてきた。また、1989年（平成元年）以降は、資源管理型漁業推進総合対策事業により、本格的に沿岸資源において資源管理を開始し、アマダイ、トラフグ、えびびき網漁業（手繰第2種漁業）などで漁獲物の体長制限、操業期間制限、使用漁具制限などの取組が行われている。

さらに、1996年（平成8年）からはTAC制度の下で、マイワシ、マアジ、サバ類を対象とした漁獲量管理を、2005年（平成17年）からは資源回復計画制度の下で、「宮崎海域カサゴ資源回復計画（平成17年8月9日公表）」、「小型底びき網漁業包括的資源回復計画（平成

20年3月31日公表)」、「宮崎海域アマダイ類の資源回復計画（平成28年10月25日公表）」に基づき、確実な資源回復を目標とした小型魚の保護、操業期間制限、漁獲量制限等の資源管理が取り組まれてきた。

3 資源管理の方向性

本県では、漁業調整規則等で規定されている採捕禁止期間や体長制限等の公的資源管理措置の遵守を徹底するとともに、これまでに取り組んでいる、TAC管理や、資源回復計画に基づく取組も含め、本指針に基づき漁業者の自主的な資源管理の取組を促進することにより、水産資源の維持・回復を推進する。

なお、本指針における公的管理措置とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則及び、海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。）を指すものとするが、公的管理措置であっても、従来自主的に実施されていた資源管理の取組であって、水産基本計画（平成14年3月閣議決定）に基づく取組の開始された平成14年度以降にこれら公的管理措置に移行したものについては、本指針においては、自主的取組とみなし、取り扱うものとする。

また、本指針中における「資源評価」とは、特に断らない限り、宮崎県資源評価委員会によるものである。

第2 海洋生物資源等毎の動向及び管理の方向

【魚種別資源管理】

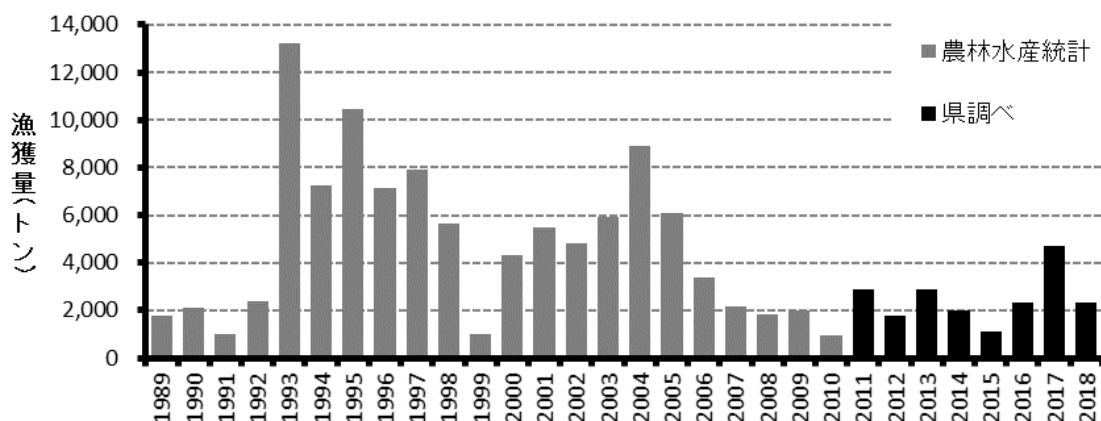
(1) マアジ

① 資源及び漁獲の状況

マアジは、一本釣漁業（自由）、中小型まき網（いわし巾着網）漁業（許可）、定置網漁業（許可、免許）で漁獲されている。沿岸漁業による漁獲量は、2004年の約8,900トン进行ピークに減少し、2007年以降は2,000トン前後の中位水準で推移している。

なお、本県では主に沿岸に來遊する太平洋系群を漁獲しており、国が公表した本系群の資源水準・動向は、「低位」、「減少」（令和元年度）とされている。

沿岸漁業によるマアジの漁獲量の推移



② 資源管理目標

本県沿岸への來遊状況とともに資源状況に留意しながら資源を維持する。

なお、国の資源管理指針（令和元年度改正）においては、資源が減少傾向にあることから、減少に歯止めをかけることを基本方向とした管理を行うとされており、本県もこれに従い、現状以上の漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が

前年の実績程度となるように努める。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、以下の漁業においては、関係する漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、委員会指示及びTAC管理による漁獲可能量等を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

○まあじ一本釣り漁業

・休漁

○中小型まき網（いわし巾着網）漁業及び定置網漁業

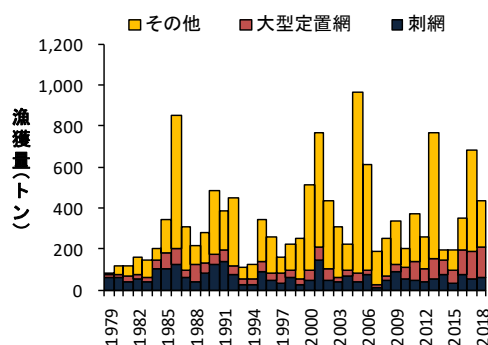
中小型まき網漁業及び定置網漁業の資源管理措置については、後述の漁業種類別管理の内容に従うこととする。

(2) カマス類

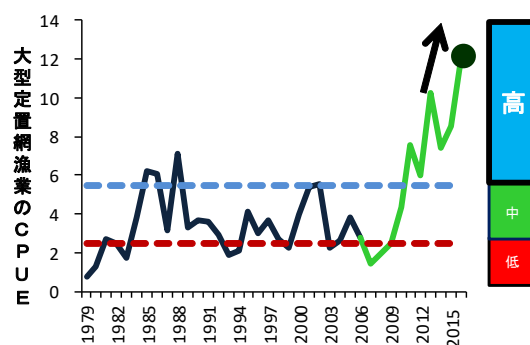
① 資源及び漁獲の状況

本県沿岸で漁獲されるカマス類にはアカカマスとヤマトカマスが含まれるが、前者が卓越する。カマス類は、主として刺網漁業（許可）、定置網漁業（許可・免許）のほか、偶発的に中小型まき網漁業（許可）でも漁獲されている。沿岸漁業の漁獲動向は、年変動はあるものの、2000年以降は300トン前後で推移している。

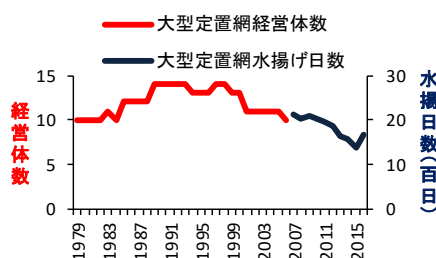
平成29年度資源評価では、大型定置網漁業及び刺網漁業の単位努力当たり漁獲量（以下CPU Eという。）を基に評価した本資源の水準・動向は、「高位」、「増加」とされた。



本県沿岸におけるカマスの漁獲量（'07～は県調べ）



カマスの資源状況



本県沿岸における大型定置網漁業の出漁日数・経営体数（'07～は県調べ）

② 資源管理目標

平成29年度資源評価では、直近の資源水準は高いと判断されるが、現時点ではタイワンカマスの混入などの生態情報が不足しているため、今後は生態情報の収集を進めるとともに、資源動向のモニタリングを行う必要があるとされた。

よって、資源管理措置を見直すにはさらに検討を要することから、当面は現在の資源管理の内容を継続し、資源を維持する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、当該漁業においては、関係する漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

○刺網漁業及び定置網漁業

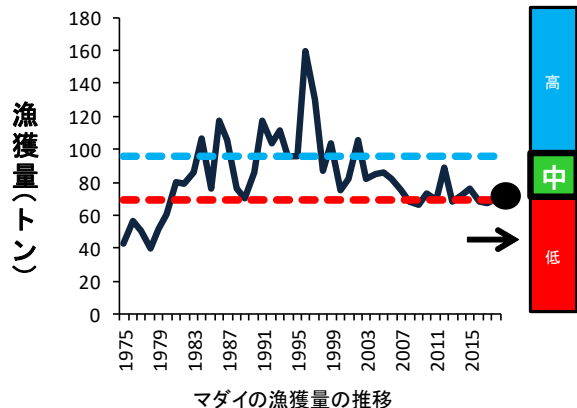
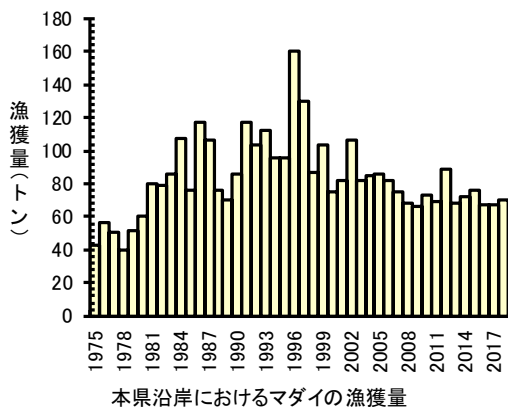
刺網漁業及び定置網漁業の資源管理措置については、後述の漁業種別管理の内容に従うこととする。

(3) タイ類（マダイ、チダイ、キダイ）

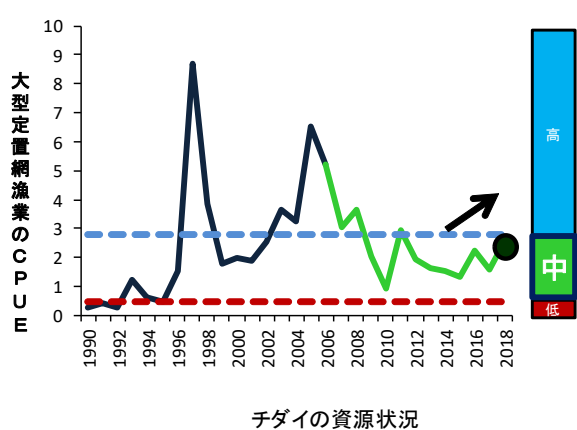
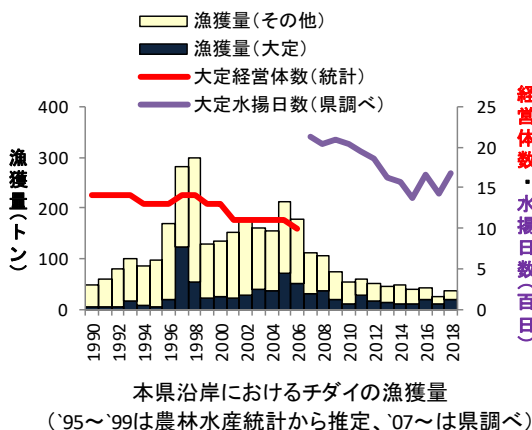
① 資源及び漁獲の状況

本県沿岸のマダイ、チダイは、たい一本釣漁業（自由）、延縄漁業（自由）、定置網漁業（許可・免許）、えびびき網漁業（許可：手繰第2種漁業）等で漁獲されているが、これら2つの資源は混獲されている。本県沿岸のキダイは、主に延縄漁業（自由）で漁獲されている。

マダイは、宮崎県栽培漁業基本計画に基づき、概ね年間40万尾の種苗放流が行われてきたが、2010年以降は10万尾台で推移し、2014年を最後に放流を休止している。令和元年度資源評価では、本県沿岸で漁獲される本資源は、豊後水道からの移入群が主体と考えられ、資源量推定は不確実性が高いことから、漁獲量の推移を基に評価が行われた結果、資源水準・動向は「中位」、「横ばい」とされた。

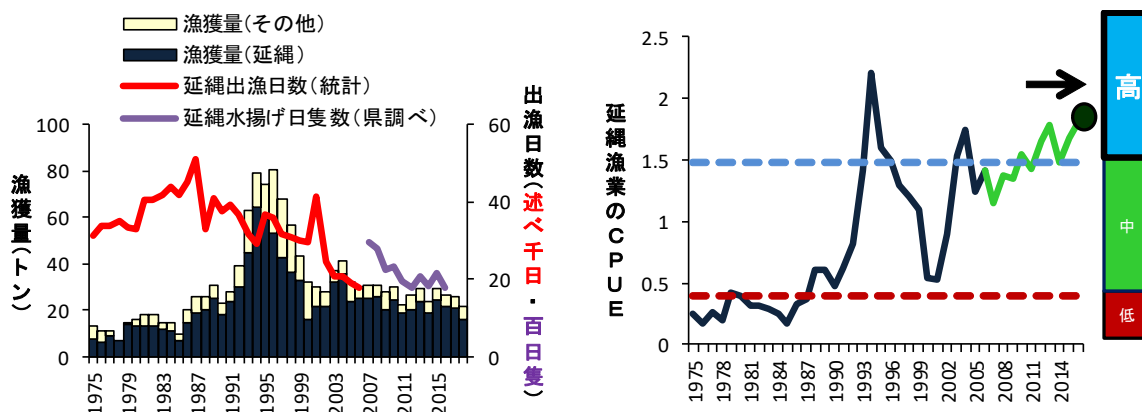


チダイは、令和元年度資源評価において、漁獲努力量が安定している大型定置網漁業のC P U Eを基に評価した結果、資源水準・動向は「中位」、「増加」とされた。



キダイは、平成29年度資源評価において、主要漁業である延縄漁業のC P U Eを基に評

価した結果、資源水準・動向は「高位」、「横ばい」とされた。



本県沿岸におけるキダイの漁獲状況
(`95~`99は農林水産統計から推定、`07~は県調べ)

キダイの資源状況

② 資源管理目標

マダイは、令和元年度資源評価において、近年の漁獲は移入資源が主であると考えられること、放流効果が低迷していることから、人為的措置による資源の増大は期待しがたく、地先での再生産状況及び環境変化をモニタリングし、本県海域における本種の成育環境条件が改善されるなど、人為的措置による資源回復が望める機会を把握することが重要とされた。

これを踏まえつつ、漁業種類ごとの資源管理目標に従いながら資源を維持する。

チダイは、令和元年度資源評価において、本県は広域に分布する資源の一部を利用していると示唆されるため、本県を含む近隣海域の漁獲動向に注視しながら資源を利用する必要があるとされた。

現状では増加傾向にあるので、漁業種類ごとの資源管理目標に従いながら資源を維持する。

キダイは、平成29年度資源評価において、直近の資源水準は高いことから、現状では資源管理措置の必要性は考えられないとされた。

よって、現状の漁獲努力量の維持により、資源を維持する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、関係する漁業調整規則や許可内容、制限又は条件、委員会指示、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

○たい一本釣漁業

・休漁

○たい延縄漁業

・休漁

○刺網漁業、定置網漁業及びえびびき網漁業

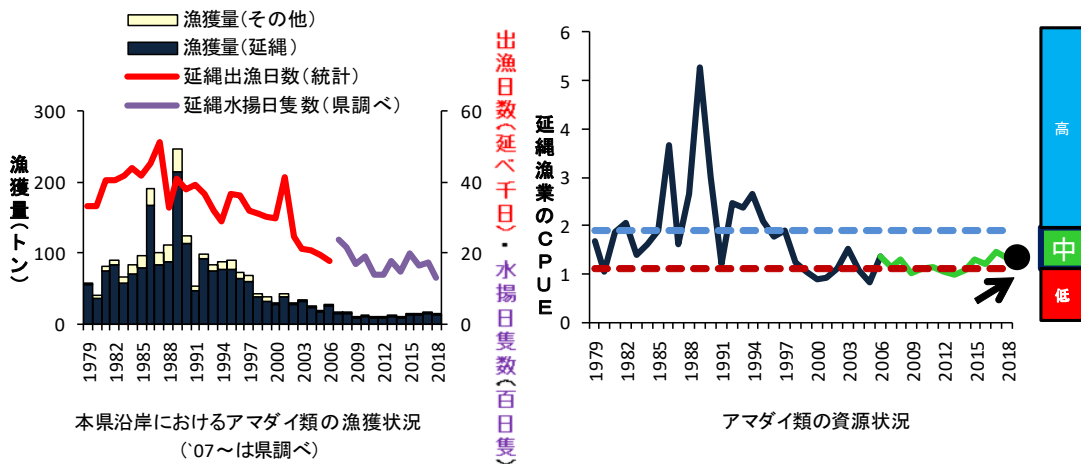
刺網漁業、定置網漁業及びえびびき網漁業の資源管理措置については、後述の漁業種類別管理の内容に従うこととする。

また、マダイ及びチダイについては上述の措置のほか、一定量の親魚を確保するための具体的な方策を検討し、実効性が見込まれた措置については、順次導入していくこととする。

(4) アマダイ類

① 資源及び漁獲の状況

本県沿岸においては、アカアマダイ、シロアマダイ、キアマダイの3種が漁獲されるが、アカアマダイがそのうちの8割以上を占める。アマダイ類は、主としてあまだい延縄漁業（届出制）で漁獲されており、令和元年度資源評価では、資源水準・動向は「中位」、「増加」とされた。



② 資源管理目標

本資源は早急な資源回復が必要な状況にあるため、平成28年から当県で策定している資源回復計画による漁獲量の上限管理に取り組んでいる。令和元年度資源評価では、近年は資源の増加期に入った可能性が高く、再生産成功の高い状況が継続すれば、安定的な加入や親魚量の増大につながると考えられることから、アマダイ資源回復の好機であると示唆され、加入量の確保を検討することが重要であるとされている。

よって、現行の資源回復計画の取組を継続することにより、引き続き資源の回復を図る。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

- あまだい延縄漁業
 - ・休漁

また、上述の措置のほか、宮崎海域アマダイ類の資源回復計画（平成28年10月31日策定）に基づく漁獲量の管理や禁漁期の設定、漁具制限（活餌使用禁止措置を含む）、種苗放流、漁場環境の保全に取り組む必要がある。

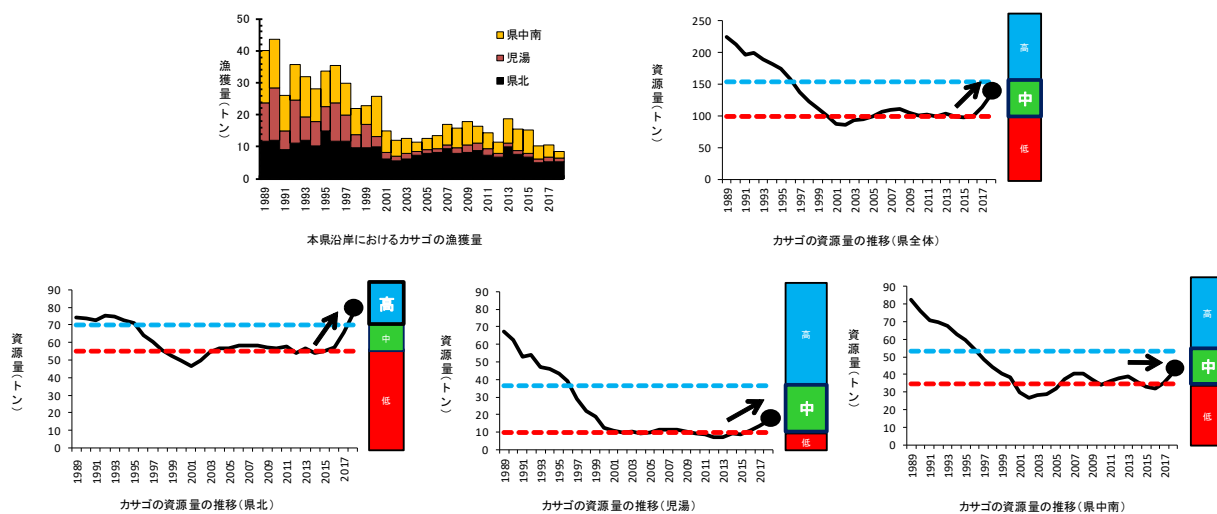
(5) カサゴ

① 資源及び漁獲の状況

カサゴは、主として、かさご延縄漁業（届出制）や固定式刺網漁業を含む刺網漁業（許可、免許）、釣り漁業（自由）等で漁獲されている。沿岸漁業による漁獲量は1990年に40トンであったものが2004年には11トン（推定資源量96トン）まで減少した（県調べ）。しかし、2005年（平成17年）から宮崎海域カサゴ資源回復計画に基づく漁業管理及び種苗放流（2006年～2013年まで年間30万尾程度を放流しており、2017年まで放流を継続）に取り組んだ結果、徐々に資源量が回復しており、2013年には約132トン（2004年比138%）に至ったと推測された。さらに資源を回復させるため、2015年からは漁獲動向が異なることを

踏まえ、地区ごとに資源量を推定し、将来予測による目標を設定して資源管理に取り組んでいる。

令和元年度資源評価において、資源量の推移により資源水準・動向を評価した結果、県北地区は「高位」・「増加」、児湯地区は「中位」・「増加」、県中南地区は「中位」・「横ばい」、県全体では「中位」・「増加」とされた。



② 資源管理目標

令和元年度資源評価では、近年は、再生産成功率の上昇や1歳魚尾数の増加等、加入環境が好転した可能性があり、再生産成功率が高い状態が継続すれば、加入尾数の増加が期待されることから、現行の資源回復計画の取組の継続により親魚量を確保することが、資源の維持、回復のために重要であるとされた。

よって、資源回復計画の最終年度である今年も引き続き、取組内容を継続することにより、引き続き資源の回復を図る。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則や許可内容、制限又は条件、委員会指示、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

○かさご延縄漁業

・休漁

○刺網漁業

刺網漁業の資源管理措置については、後述の漁業種類別管理の内容に従うこととする。

また、上述の措置のほか、これまで宮崎海域カサゴ資源回復計画（第3期計画：平成27年4月1日策定）で取り組んできた漁獲量制限、小型魚の保護、禁漁区域の設定等の措置についても引き続き取り組む必要がある。

(6) フグ類（トラフグ、サバフグ類）

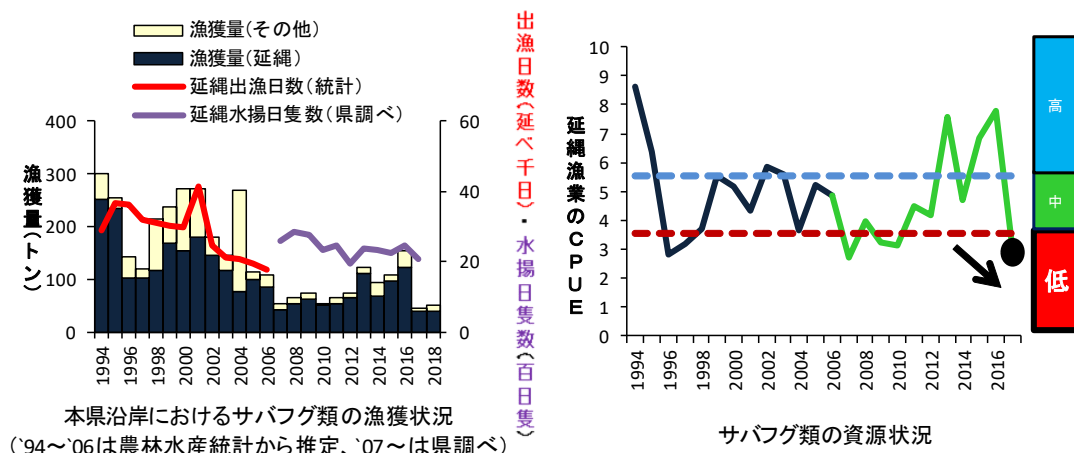
① 資源及び漁獲の状況

本県沿岸で漁獲されるフグ類は、ほとんどがシロサバフグを主体とするサバフグ類であり、トラフグは重量比で1割以下である。フグ類は、主として、ふぐ延縄漁業（自由）で漁獲されているが、これら2つの資源の漁獲は混獲されている。これらの資源の沿岸漁業における漁獲動向を見ると、2001年に290トンであったものが2007年には68トンまで減少

した後、60トン～120トンで推移している。

トラフグについては、本県は、沿岸に来遊する日本海・東シナ海・瀬戸内海系群を漁獲しており、国が公表した本資源の水準・動向は、「低位」、「減少」（令和元年度）である。

サバフグ類は、平成30年度資源評価において、主要な漁業である延縄漁業のCPUEを基に評価した結果、資源水準・動向は「低位」、「減少」とされた。



② 資源管理目標

トラフグについては、本県沿岸への来遊状況及び資源状況に留意しながら、資源の回復を図る。

サバフグ類については、平成30年度資源評価において、漁獲量の年変動が大きいことから、継続的なモニタリングが必要とされた。また、近年の漁獲量の増減は、沖合性種のクロサバフグの漁獲量の増減によると考えられるため、種類別に漁獲動向を把握する必要があるとされた。さらに、トラフグの資源管理を目的に取り組まれている禁漁期（4月～8月）はシロサバフグの産卵期にも当たることから、禁漁期を維持することが望まれるとされた。

これを踏まえつつ、現行の資源管理の内容を継続しながら資源を維持する。

③ 資源管理措置

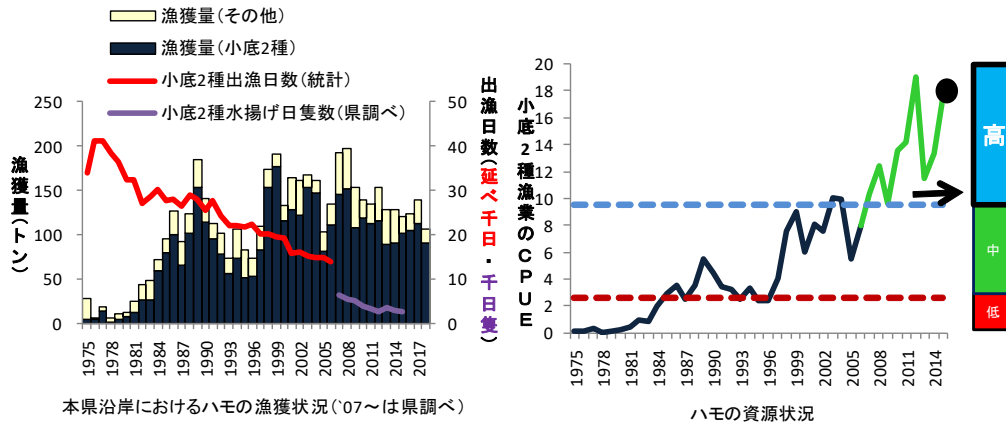
資源管理目標を達成するため、当該資源においては、漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

- ふぐ延縄漁業
 - ・休漁

(7) ハモ

① 資源及び漁獲の状況

ハモは、はも延縄漁業（自由）、えびびき網漁業（許可：手繰第2種漁業）で漁獲されている。沿岸漁業の漁獲動向は、年変動はあるものの、1999年に191トンであった以降、高い水準で推移している。平成28年度資源評価では、えびびき網漁業のCPUEを指標とした資源の水準・動向は「高位」、「横ばい」とされた。



② 資源管理目標

平成28年度資源評価では、本種の資源水準は高いことから、現時点では積極的な資源管理の取組は必要とせず、豊後水道や紀伊水道の資源水準を注視しながら資源利用を進めれば良いとされた。

よって、漁業種類毎の資源管理目標に従いながら資源を維持する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、関係する漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

○えびびき網漁業（手繰第2種漁業）

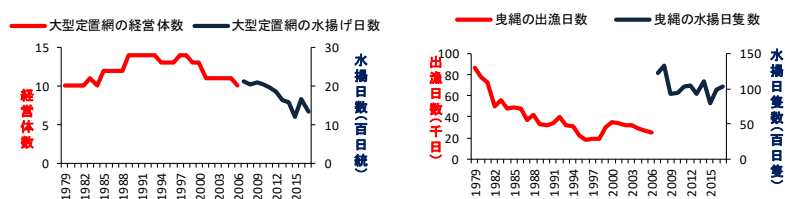
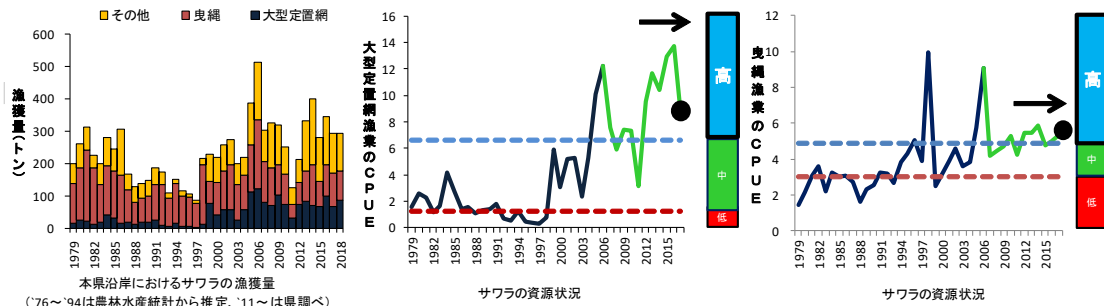
えびびき網漁業の資源管理措置については、後述の漁業種類別管理の内容に従うこととする。

(8) サワラ

① 資源及び漁獲の状況

サワラは、主として、さわら曳縄漁業（自由）、刺網漁業（許可）、定置網漁業（許可、免許）で漁獲されている。沿岸漁業の漁獲動向は、増減を繰り返しながらも比較的稳定した水準を維持している。

平成30年度資源評価において、漁獲努力量の値が大きい大型定置網漁業及び曳縄漁業CPUEを基に評価した結果、資源水準・動向は「高位」、「横ばい」とされた。



本県沿岸における大型定置網漁業及び曳縄漁業の出漁日数・経営体数(07～県調べ)

② 資源管理目標

平成30年度資源評価では、本県で漁獲対象としているサワラは、他海域からの来遊資源と考えられるため、他海域の資源状況や漁獲動向を注視しながら、資源利用を図る必要があるとされた。

よって、本県沿岸への来遊状況とともに資源状況に留意しながら資源を維持する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、当該資源においては、関係する漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

○さわら曳縄漁業

- ・休漁

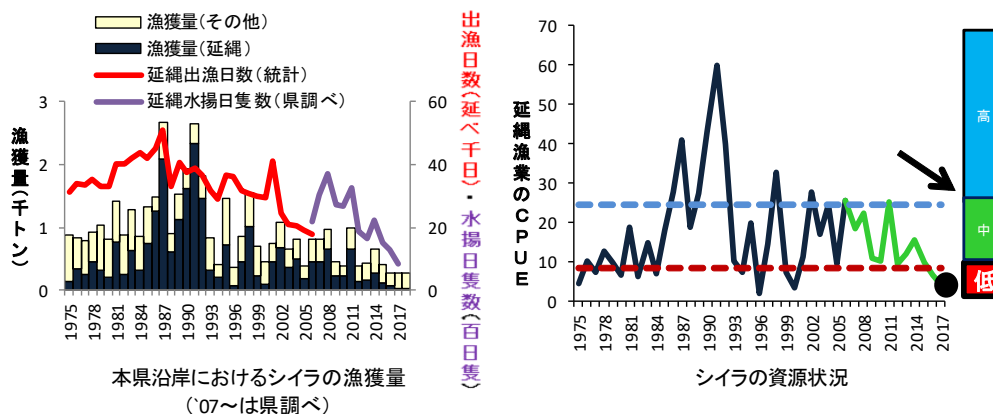
○刺網漁業及び定置網漁業

刺網漁業及び定置網漁業の資源管理措置については、後述の漁業種類別管理の内容に従うこととする。

(9) シイラ

① 資源及び漁獲の状況

シイラは、主として、しいらまき網漁業（許可）、しいら延縄漁業（自由）、定置網漁業（許可・免許）、しいら曳縄漁業（自由）で漁獲されている。沿岸漁業の漁獲動向は、1991年に2,957トンであったものが、2005年には400トンまで減少した後、400トン～800トンで推移している。平成30年度資源評価において、資源水準・動向は「低位」、「減少」とされた。



② 資源管理目標

平成30年度資源評価では、漁獲量の変動が大きいことから、来遊群を漁獲していると考えられ、また、資源の中心は熱帯域及び亜熱帯域であると考えられることから、本県単独での資源管理は困難であるとされた。

よって、本県沿岸への来遊状況に留意しながら資源を維持する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、委員会指示を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

○しいらまき網漁業

- ・休漁

○しいら延縄漁業

・休漁

○しいら曳縄漁業

・休漁

○定置網漁業

定置網漁業の資源管理措置については、後述の漁業種別管理の内容に従うこととする。

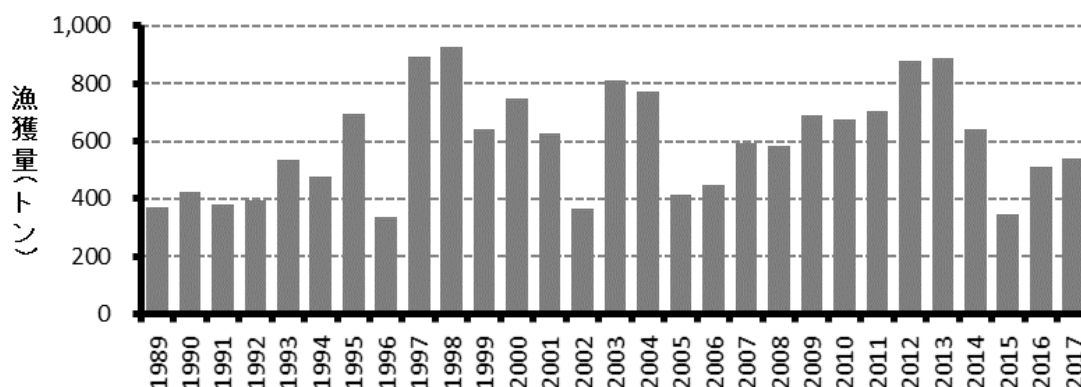
(10) カツオ

① 資源及び漁獲の状況

カツオは、かつお一本釣漁業（自由）、かつお曳縄漁業（自由）で漁獲されている。本県沿岸漁業の漁獲動向は1998年の927トン进行ピークとし、年変動しながら推移している。

本県では、沿岸に来遊する広域回遊資源を漁獲しているため、来遊状況とともに、当該資源の状況にも留意した管理を行う必要がある。国が公表した中西部太平洋のカツオの資源水準・動向は「高位」、「検討中」（平成30年度）とされているものの、我が国周辺水域等の高緯度域への回遊の減少が懸念されている。

沿岸漁業によるカツオの漁獲量の推移



② 資源管理目標

国の資源管理指針（令和元年度改正）においては、本種は漁獲圧を増やさないように管理していくこととされている。

よって、本県では、来遊状況とともに資源状況に留意しながら資源の維持を図る。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するために、漁業調整規則や委員会指示を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

○かつお一本釣漁業（自由）

・休漁

○かつお曳縄漁業（自由）

・休漁

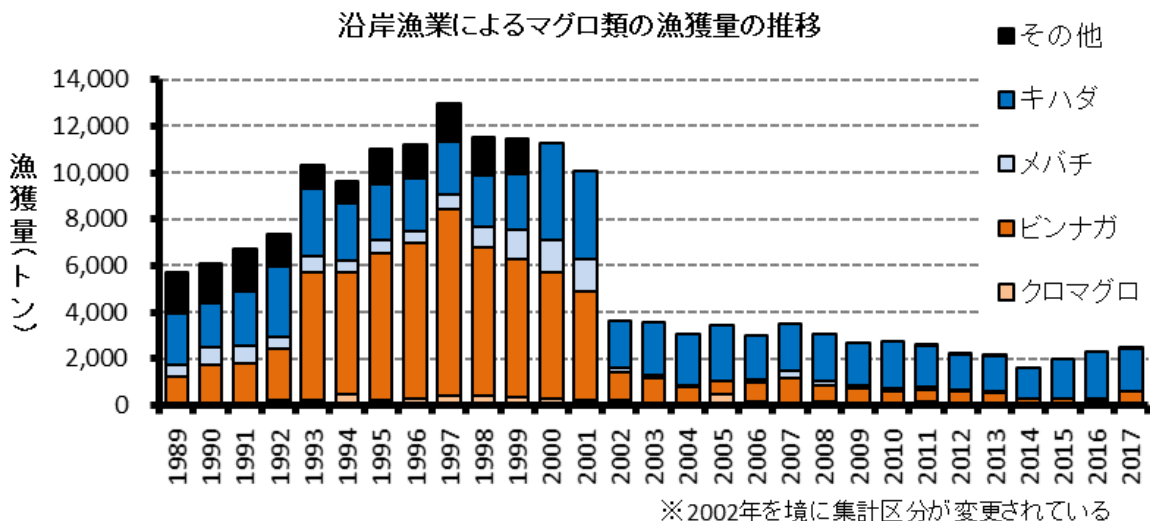
(11) マグロ類

① 資源及び漁獲の状況

マグロ類は、まぐろ延縄漁業（自由）、旗流し漁業（自由）、まぐろ曳縄漁業（自由）、かつお一本釣り漁業（自由）、定置網漁業（許可・免許）で漁獲されている。沿岸漁業のマグロ類の漁獲動向は1997年をピークとした後は減少し、近年では低い水準で推移しており、特に、太平洋クロマグロ資源の状況は、北太平洋まぐろ類国際科学委員会において、

2016年の親魚資源量は約2.1万トンで1996年から続いた減少傾向に歯止めがかかり、2010年以降ゆっくりと回復傾向にあることが確認されたものの、依然として資源状況は非常に低い水準にあるとされている。

国が公表したマグロ類の資源水準・動向は、太平洋クロマグロでは「低位」、「増加」、中西部太平洋メバチでは「中位」、「横ばい」、中西部太平洋キハダでは「中位～低位」、「横ばい」（平成30年度）とされている。



② 資源管理目標

マグロ類に関して、本県では、沿岸に来遊する広域回遊資源を漁獲しているため、来遊状況とともに、当該資源の状況にも留意した管理を行う必要がある。

このうちクロマグロについては、国の資源管理指針（令和元年度改正）において、30キログラム未満の小型魚の漁獲を抑制、削減し、親魚資源量がこれまでの最低水準を下回らないようにするとされており、中西部太平洋まぐろ類委員会においては、くろまぐろの親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値（約4.3万トン）まで回復させることを暫定回復目標とされていることから、本県においてもこの目標の達成に向けた管理を行う。

その他のマグロ類について、国の資源管理指針では、中西部太平洋メバチでは漁獲圧をこれ以上に増やさないようにするか減少させる必要があり、中西部太平洋キハダでは漁獲圧をこれ以上に増やさないとされており、本県では、来遊状況とともに資源状況に留意しながら資源の維持を図る。

③ 資源管理措置

クロマグロでは、中西部太平洋まぐろ類委員会において、①30キログラム未満の小型魚の漁獲を2002年～2004年の平均漁獲実績の50パーセントまで削減する、②30キログラム以上の大型魚の漁獲を2002年～2004年の平均漁獲量から増加させない、との措置が2015年から始まっており、これを受けて日本でも2015年1月から太平洋クロマグロの資源管理が開始され、年間の小型魚の漁獲上限が4,007トン、大型魚の漁獲上限が4,882トンとされている。さらに、2017年4月にクロマグロが「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」の対象魚種に追加され、2018年1月から同法に基づく漁獲可能量による管理が開始された。

資源管理目標を達成するために、漁業調整規則や委員会指示を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。特に資源の回復を目標とするクロマグロについては、漁獲可能量を遵守する必要がある。

○まぐろ延縄漁業（自由）、旗流し漁業（自由）、まぐろ曳縄漁業（自由）、かつお一本釣り漁業（自由）

・休漁

なお、定置網漁業の資源管理措置については、後述の漁業種類別管理の内容に従うこととする。

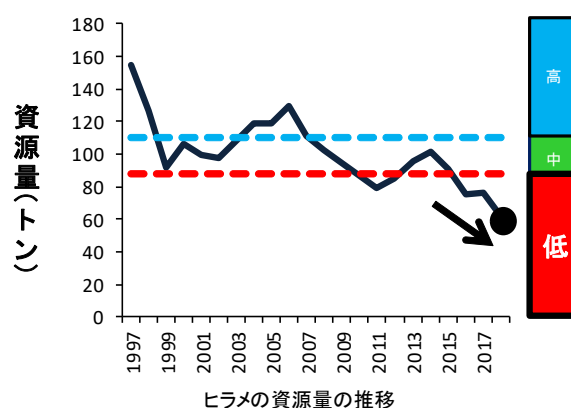
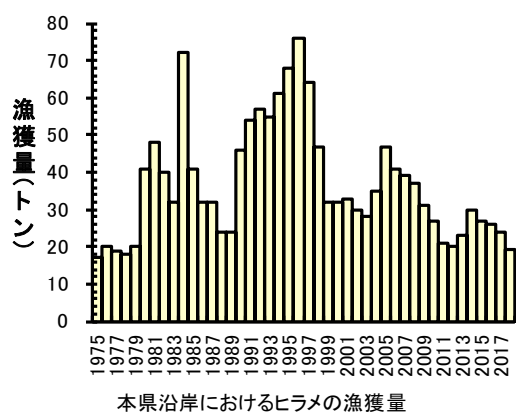
(12) ヒラメ

① 資源及び漁獲の状況

ヒラメはほとんどが沿岸漁業で漁獲されており、えびびき網漁業（許可：手繰第2種漁業）や固定式刺網漁業を含む刺網漁業（許可、免許）、定置網漁業（許可、免許）等で漁獲されている。

ヒラメについては、宮崎県栽培漁業基本計画に基づき、概ね年間20～30万尾の種苗放流が行われてきたが、沿岸漁業による漁獲量は、1990年代中頃の70トン前後をピークに減少し、2012年には20トンまで減少したが、その後は増加傾向にある。

令和元年度資源評価において、資源水準・動向は「低位」、「減少」とされた。



② 資源管理目標

令和元年度資源評価では、全漁獲尾数に占める放流由来の混獲率は2018年は10%を超えたものの2016年、2017年は10%以下に低下していることから、種苗生産から種苗放流までの各段階の手順等の見直しが必要であり、再生産成功率の低迷や2005年以降の若齢魚の資源量が低い水準で推移していると推定されることに加え、太平洋南部海域の資源水準・動向も「低位」、「減少」と評価されていることなどから、今後の資源動向を注視するとともに、小型魚の再放流等による保護が必要とされた。

よって、休漁日の設定により、全体としての漁獲強度の低減を図るほか、小型魚の保護（再放流）を中心とした資源管理の取組を推進するとともに、種苗生産から種苗放流までの各段階の手順等を見直しながら、種苗放流を継続し、資源を回復する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則や許可の内容、制限又は条件、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

○ひらめ釣り漁業（ひらめ曳縄漁業を含む）

・休漁

○刺網漁業（固定式刺網漁業を含む）、えびびき網漁業（手繰第2種漁業）及び定置網漁業（許可、免許）

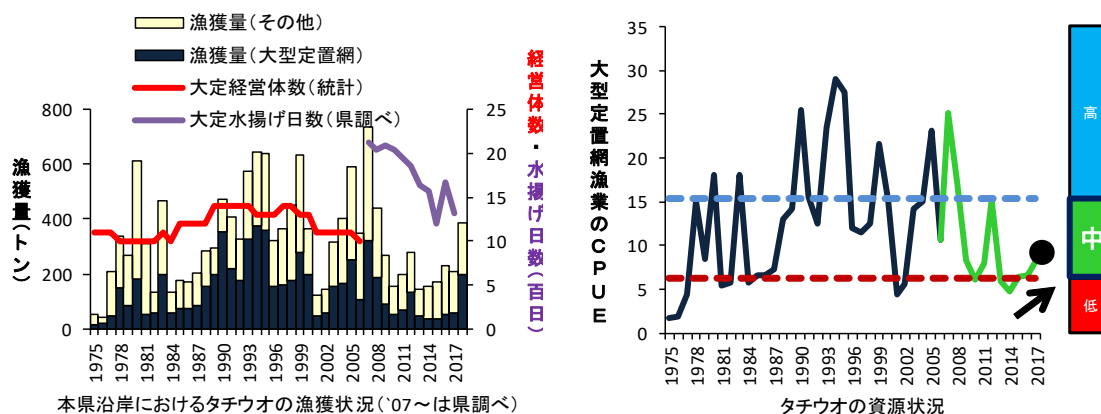
刺網漁業、えびびき網漁業及び定置網漁業の資源管理措置については、後述の漁業種類別管理の内容に従うこととする。

また、上述の措置のほか、取り組んでいる小型魚（全長25cm未満）の再放流、網目拡大、禁漁区設定等の取組について、強化する必要がある。種苗放流の効果については2016、2017年に低迷がみられるものの、長期的には全資源に占める放流由来の重量割合及び混獲率ともに15%前後で推移しており、放流魚は着実に資源に添加され、漁獲の下支えになっていると考えられることから、宮崎県栽培漁業基本計画に基づき、継続する。

(13) タチウオ

① 資源及び漁獲の状況

タチウオは、延縄漁業（自由）と曳縄漁業（自由）を含めた釣り漁業（自由）及び定置網漁業（許可、免許）で漁獲されている。本県が利用している資源の分布の主体は瀬戸内海西部海域にあり、本県沿岸漁業の漁獲動向は来遊状況によって大きく変化する不安定型の資源であると考えられている。平成30年度資源評価において、大型定置網漁業のCPUEを基に評価した結果、資源水準・動向は「中位」、「増加」とされた。



② 資源管理目標

平成30年度資源評価では、資源の主体があると考えられる瀬戸内海西部海域の資源動向を注視するとともに、種組成の変化等、継続してモニタリングを行うことが必要とされた。よって、現行の管理措置を継続しつつ、強化についても検討しながら、資源を維持する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、関係する漁業調整規則や許可内容、制限又は条件、委員会指示、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

○たちうお釣り漁業（たちうお延縄漁業、たちうお曳縄漁業を含む）

・休漁

○定置網漁業

定置網漁業の資源管理措置については、後述の漁業種類別管理の内容に従うこととする。

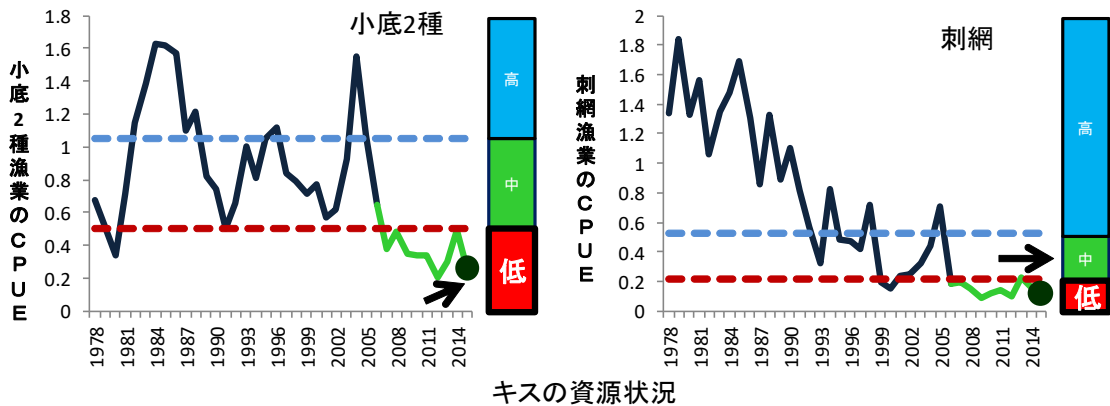
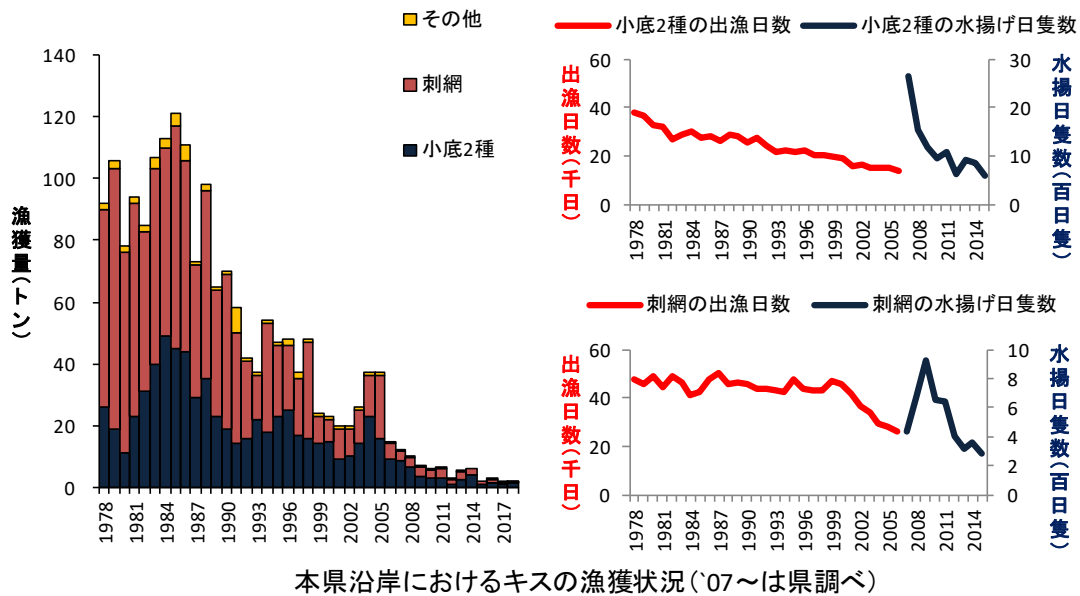
また、資源管理措置の強化について、具体的な方策を検討し、実効性が見込まれたものについては、順次導入していくこととする。

(14) キス

① 資源及び漁獲の状況

本県沿岸において漁獲されるキスの主体はシロギスである。キスは、主に刺網漁業（許可）とえびびき網漁業（許可：手繰第2種漁業）により漁獲されている。

平成28年度資源評価では、上述の主要2漁業種類のC P U Eを基に評価した結果、資源水準・動向は「低位」、「横ばい」とされた。



② 資源管理目標

平成28年度資源評価では、海洋環境変動や成育環境の悪化が本種の資源に影響を与えている可能性があり、人為的な管理方策による回復は不確実性が高いとされた。よって、環境条件が好転した際に資源の回復が図られるよう、浅海域における産卵群に対する漁獲圧を低減させる措置等により一定の親魚量を残存させ、資源を維持する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、関係する漁業調整規則や許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

○刺網漁業及びえびびき網漁業（手繰第2種漁業）

刺網漁業及びえびびき網漁業の資源管理措置については、後述の漁業種類別管理の内容に従うこととする。

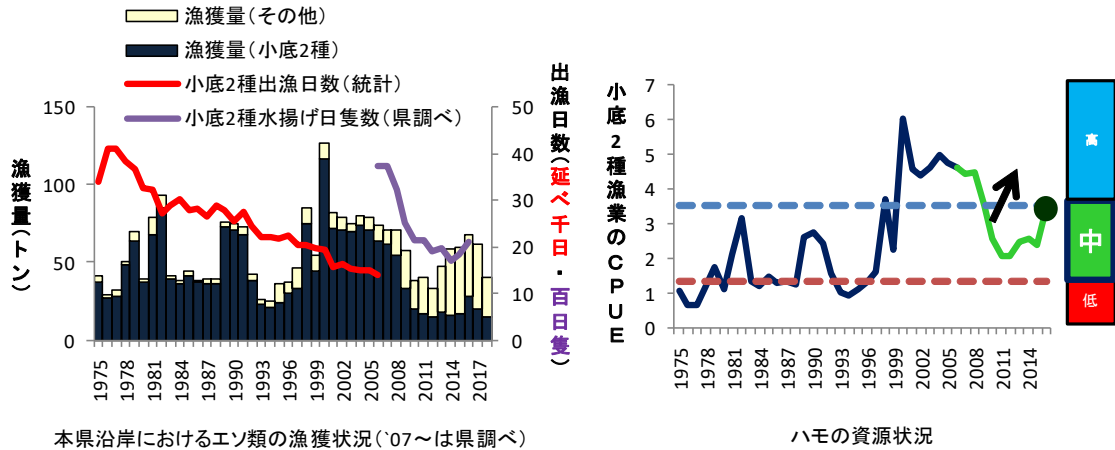
(15) エソ類

① 資源及び漁獲の状況

本県沿岸で漁獲されるエソ類にはワニエソ、アカエソ、オキエソも含まれる。2007年以前まではエソ類のほとんどはえびびき網漁業（許可：手繰第2種漁業）により漁獲されており、2008年度以降は定置網漁業、刺網漁業による漁獲が徐々に増加している。

平成29年度資源評価では、えびびき網漁業のC P U Eを指標とした資源の水準・動向は

「中位」、「増加」とされた。



② 資源管理目標

平成29年度資源評価では、本種は資源の分布や回遊、種組成など、生態の考察や資源管理措置の設定に必要な情報が不足しているため、現時点では、有効な管理方策の提言は困難であるとされた。

よって、更なる情報収集に努めるとともに、現行の資源管理の内容を継続しながら資源を維持する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、関係する漁業調整規則や許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

○えびびき網漁業（手繰第2種漁業）

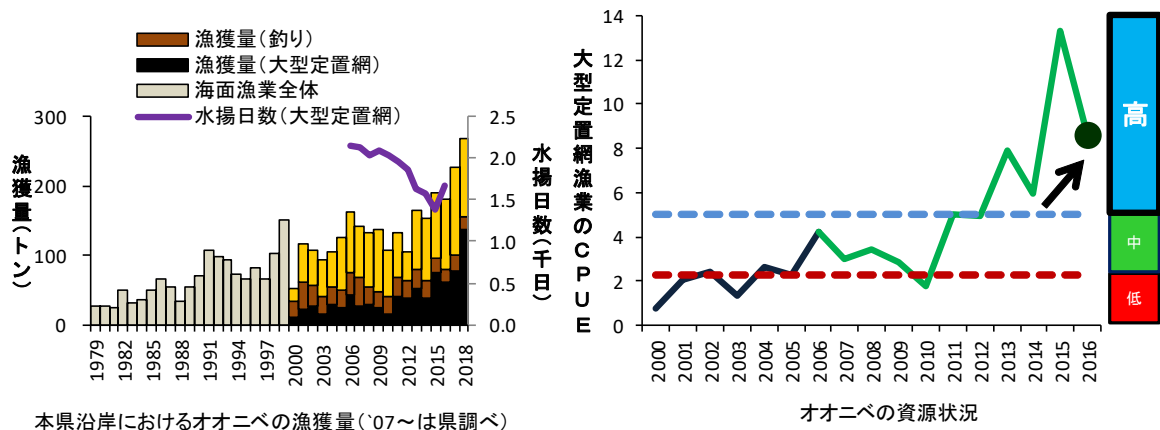
えびびき網漁業の資源管理措置については、後述の漁業種類別管理の内容に従うこととする。

(16) オオニベ

① 資源及び漁獲の状況

オオニベの漁獲量は2013年以降大きく増加し、2015年にピークを更新しており、主に定置網漁業（許可・免許）、磯建網漁業（免許）、釣漁業及び延縄漁業（自由）で漁獲されている。

平成29年度資源評価では、主要漁業である大型定置網漁業のCPUEを基に評価した結果、資源水準・動向は「高位」、「増加」とされた。



② 資源管理目標

平成29年度資源評価では、本種の資源水準は高く、各成長段階が確認され、継続的に安定的な加入が起こっていると示唆されることから、現状では資源管理措置の必要性は考えられないとされた。

よって、漁業種類毎の資源管理目標に従いながら資源を維持する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、関係する漁業調整規則や許可内容、制限又は条件、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

○刺網漁業及び定置網漁業

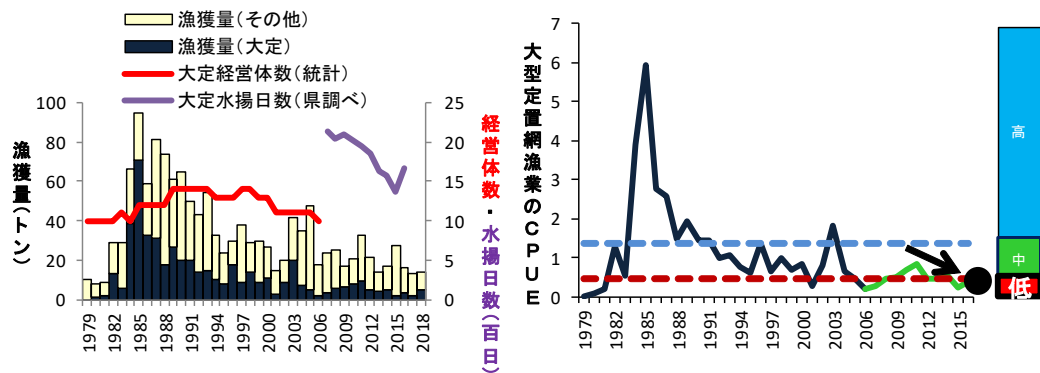
刺網漁業及び定置網漁業の資源管理措置については、後述の漁業種類別管理の内容に従うこととする。

(17) イサキ

① 資源及び漁獲の状況

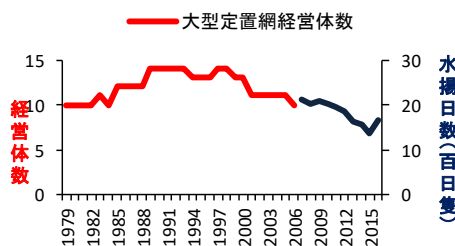
イサキは主に定置網魚漁業（免許、許可）や一本釣漁業（自由）で漁獲されている。

平成29年度資源評価では、漁獲努力量が安定している大型定置網漁業のCPUEを基に評価した結果、資源水準・動向は「低位」、「減少」とされた。



本県沿岸におけるイサキの漁獲状況（'07～は県調べ）

イサキの資源状況



本県沿岸における大型定置網漁業の出漁日数・経営体数（'07～は県調べ）

② 資源管理目標

平成29年度資源評価では、本種は、広域管理が必要な魚種であることも推測されることから、隣県の漁獲動向にも注視しながらモニタリングする必要があるとされた。

これを踏まえつつ、漁業種類ごとの資源管理目標に従いながら資源を維持する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、関係する漁業調整規則や、委員会指示、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

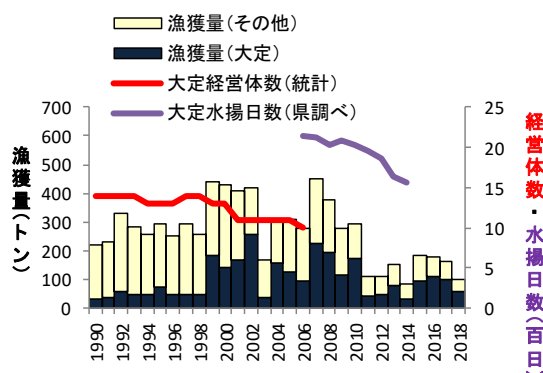
○定置網漁業

定置網漁業の資源管理措置については、後述の漁業種類別管理の内容に従うこととする。

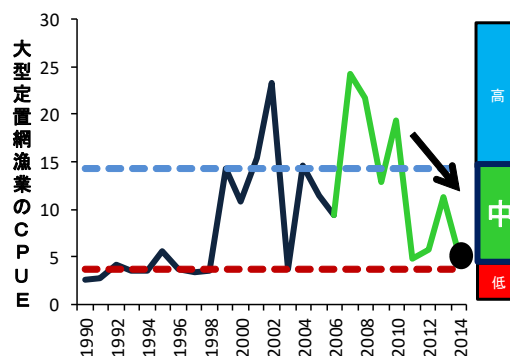
(18) トビウオ類

① 資源及び漁獲の状況

本県沿岸漁業で漁獲されるトビウオ類には、トビウオ、ハマトビウオ、アヤトビウオ、ツクシトビウオ、ホソトビウオが含まれ、主に定置網漁業（許可・免許）、延縄漁業（自由）で漁獲される。平成27年度資源評価では、大型定置網漁業のCPUEを基に評価した結果、資源水準・動向は「中位」、「減少」とされた。



本県沿岸におけるトビウオ類の漁獲量('07～は県調べ)



トビウオ類の資源状況

② 資源管理目標

平成27年度資源評価では、トビウオ類は広範な回遊を行うため、単県での資源管理は困難であるとされたほか、ハマトビウオの資源変動には海洋環境変動が影響している可能性があり、人為的方策による資源管理の不確実性は高いとされた。

よって、本県沿岸への来遊状況に留意しながら資源を維持する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、委員会指示を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

○とびうお延縄漁業

・休漁

○定置網漁業

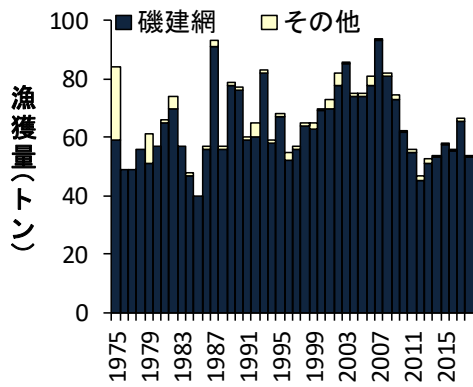
定置網漁業の資源管理措置については、後述の漁業種類別管理の内容に従うこととする。

(19) イセエビ

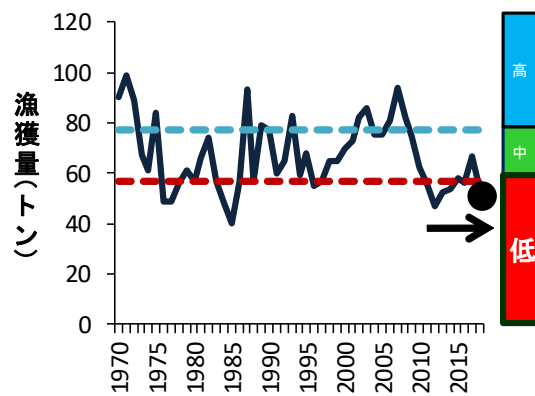
① 資源及び漁獲の状況

イセエビのほとんどはいせえび磯建網漁業（許可、免許）で漁獲されている。以前から漁業者の自主的な資源管理が行われてきた資源であり、漁獲動向は2007年に94トンで1989年以降最高の漁獲となったが、その後減少し、2012年以降は増加傾向で推移している。

令和元年度資源評価では、資源水準は「低位」、動向は、県北部（日向市以北）、県中部（都農町から青島より北側）、県南部（青島以南）ともに「横ばい」であり、県全体でも「横ばい」と診断された。



本県沿岸におけるイセエビの漁獲量('07～は県調べ)



イセエビの資源状況(磯建網の漁獲量)

② 資源管理目標

令和元年度資源評価では、本種は沖合海域から沿岸域に加入してくると考えられ、資源管理方策としては、藻場の造成や代替物の設置等の加入量の増大及び生残率の向上を目指す取組と、小型個体の再放流による漁獲サイズの拡大促進等の資源の効率的利用のための取組が考えられるとされた。また、再放流を行うにあたっては、放流適地の選定が重要とされた。

よって、休漁に継続的に取り組むとともに、地域の状況に応じて、加入量の増大及び生残率の向上のための取組や小型エビに対する漁獲圧の低減を推進し、資源を回復する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、関係する漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

○いせえび磯建網漁業（許可・免許）

・休漁

○いせえびかご漁業（許可・免許）

・休漁

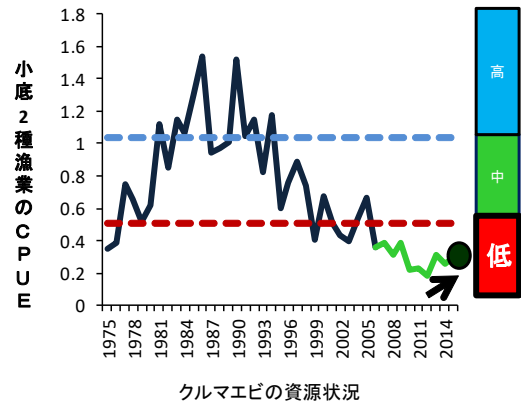
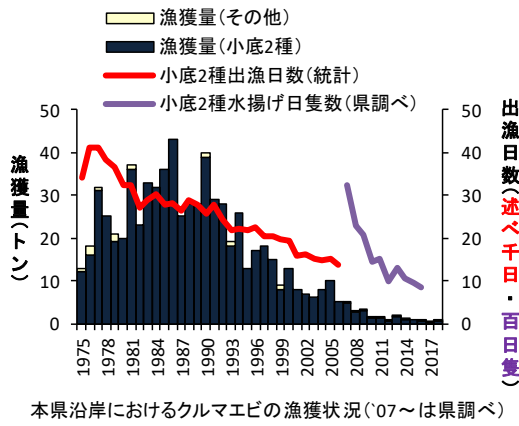
また、上述の措置のほか、これまでにイセエビ資源管理計画で取り組んできた禁漁措置についても引き続き取り組むほか、加入量増大及び生残率の向上を目的とした藻場の造成や代替物の設置、成長漁獲に必要な措置（漁獲制限サイズ（再放流サイズ）の拡大、使用反数の削減等）の設定や合理的な操業を図るための取組（共同操業や輪番制の導入等）についても強化する必要がある。

(20) クルマエビ

① 資源及び漁獲の状況

クルマエビのほとんどはえびびき網漁業（許可：手繰第2種漁業）により漁獲されている。本種では、宮崎県栽培漁業基本計画に基づき、概ね100～1,000万尾の種苗放流が行われてきたが、2009年を最後に放流を休止している。

平成28年度資源評価では、えびびき網漁業のCPU Eから評価した資源水準・動向は「低位」、「増加」とされた。



② 資源管理目標

平成28年度資源評価では、海洋環境変動が本種の資源に影響を与えている可能性が高く、人為的な回復は不確実性が高いため、稚エビの育成環境の確保とともに、ある程度の親エビを残存させる管理方策が考えられるとされた。

よって、海洋環境条件が好転した際に資源の回復が図られるよう、一定の親エビ量を残存させ、資源を維持する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則や許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

○えびびき網漁業（手繰第2種漁業）

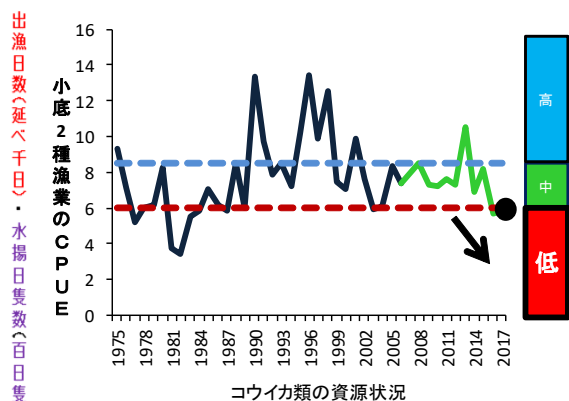
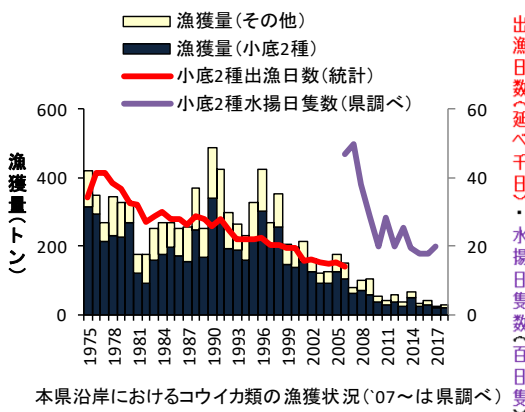
えびびき網漁業の資源管理措置については、後述の漁業種類別管理の内容に従うこととする。

(21) コウイカ類

① 資源及び漁獲の状況

本県沿岸漁業で漁獲されるコウイカ類には、コウイカ、カミナリイカ、シリヤケイカが含まれ、2000年～2002年の調査ではコウイカが卓越していたが、2014年の調査ではカミナリイカが卓越しており、種組成の変化が示唆された。コウイカ類は主に釣り漁業（自由）、えびびき網（許可：手繰第2種漁業）漁業で漁獲されている。

令和元年度資源評価では、えびびき網漁業のCPUEを基に評価した結果、資源水準・動向は「低位」、「減少」とされた。



② 資源管理目標

令和元年度資源評価では、本種は単年生であり、変動の大きな資源と考えられ、資源変動は海洋環境の影響を受けている可能性があることから、種組成の把握を含め、継続的なモニタリングを行い、近隣県の漁獲動向に注視しながら利用する必要があるとされた。また、資源管理措置の検討のためには、産卵や成育場等の成育環境の情報収集が必要とされた。

よって、単年性の資源であることに留意し、成育環境の情報収集に努めるとともに、現行の資源管理の内容を継続しながら資源を維持する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則や許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

○ こういか釣り漁業

・ 休漁

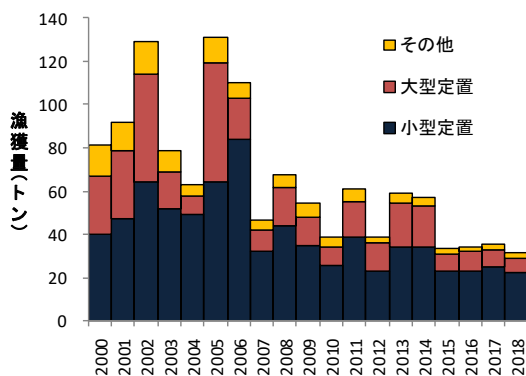
○ えびびき網漁業（手繰第2種漁業）

えびびき網漁業の資源管理措置については、後述の漁業種別管理の内容に従うこととする。

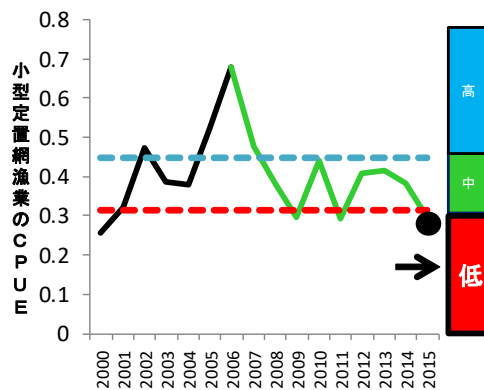
(22) アオリイカ

① 資源及び漁獲の状況

アオリイカは、ほとんどが定置網漁業（許可・免許）により漁獲されている。平成28年度資源評価では、定置網漁業のCPUEから評価した資源水準・動向は「低位」、「横ばい」とされた。



本県沿岸におけるアオリイカの漁獲状況('07～は県調べ)



アオリイカの資源状況

② 資源管理目標

平成28年度資源評価では、本種は単年性であることから、各年の漁獲圧が過大にならないように動向を注視する必要があるとされたほか、海洋環境変動が資源に影響を与えている可能性があり、人為的な管理は不確実性が高いが、一定の産卵量を保護する取組は必要とされた。

よって、単年性の資源であることに留意し、毎年の漁獲圧が過剰にならないよう管理することにより、資源を維持する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則や許可内容、制限又は条件、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

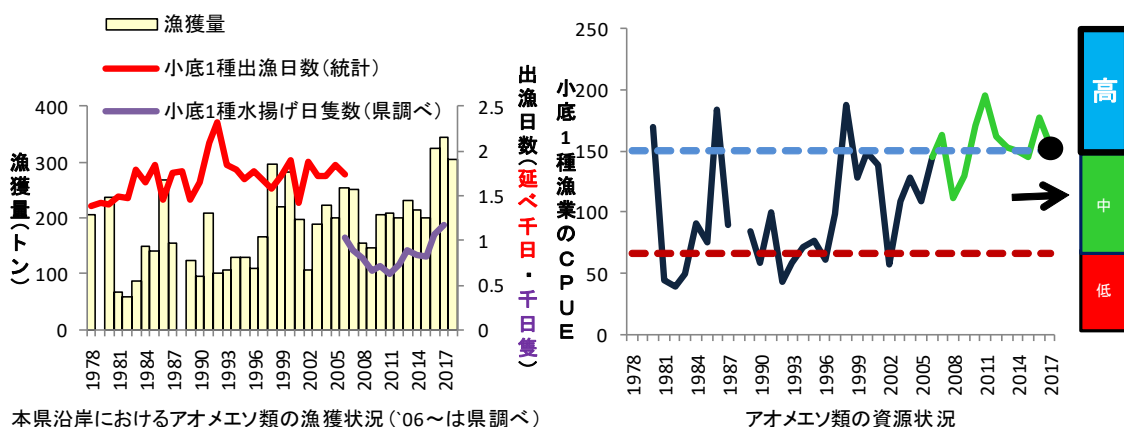
○定置網漁業

定置網漁業の資源管理措置については、後述の漁業種類別管理の内容に従うこととする。

(23) アオメエソ

① 資源及び漁獲の状況

本県で漁獲されるアオメエソ類はアオメエソとトモメヒカリであるが、ほとんどがアオメエソであり、深海えびびき網（許可：手繰第1種漁業）により漁獲される。平成30年度資源評価では、深海えびびき網漁業のC P U Eを基に評価した結果、資源水準・動向は「高位」、「横ばい」とされた。



② 資源管理目標

平成30年度資源評価では、サイズ銘柄によって漁獲量や資源量指標値の推移に違いがあることから、今後も継続的にモニタリングする必要があるとされた。また、漁獲実態や漁獲サイズ組成等の情報が不足していることから、調査が必要とされた。

よって、更なる情報収集に努めるとともに、現行の資源管理の内容を継続しながら資源を維持する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則や許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

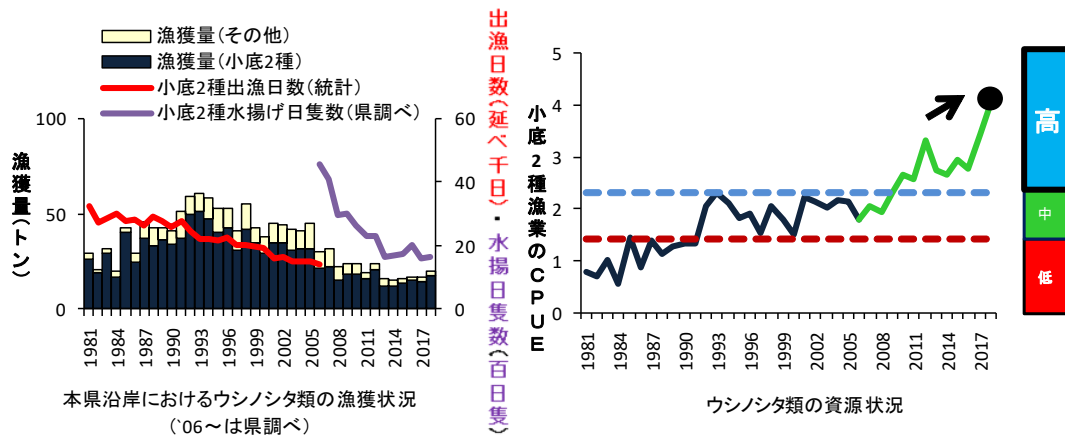
○深海えびびき網漁業（手繰第1種漁業）

深海えびびき網漁業の資源管理措置については、後述の漁業種類別管理の内容に従うこととする。

(24) ウシノシタ類

① 資源及び漁獲の状況

本県では主にオオシタビラメ、クロウシノシタ、アカシタビラメが漁獲され、その多くがえびびき網漁業（許可：手繰第2種漁業）により漁獲されている。令和元年度資源評価では、えびびき網漁業のC P U Eを基に評価した結果、資源水準・動向は「高位」、「増加」とされた。



② 資源管理目標

令和元年度資源評価では、本県を含む近隣海域の漁獲動向に注視するとともに、小型魚を含んだ漁獲サイズ組成や種組成の変化等の継続したモニタリングの必要があるとされた。

よって、更なる情報収集に努めるとともに、現行の資源管理の内容を継続しながら資源を維持する。

③ 資源管理措置

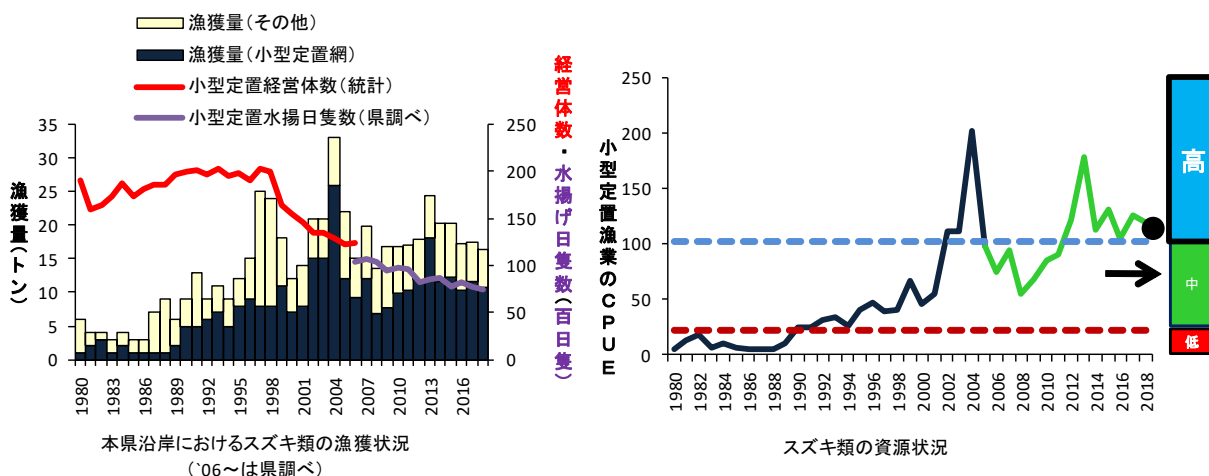
資源管理目標を達成するため、漁業調整規則や許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

- 刺網漁業及びえびびき網漁業（手繰第2種漁業）
刺網漁業及びえびびき

(25) スズキ類

① 資源及び漁獲の状況

本県ではスズキ、ヒラスズキの2種が漁獲され、定置網漁業（許可、免許）、固定式刺網漁業を含む刺網漁業（許可、免許）、えびびき網漁業（許可：手繰第2種漁業）による漁獲が多い。令和元年度資源評価では、漁獲量の多い小型定置網漁業のCPUEを基に評価した結果、資源水準・動向は「高位」、「横ばい」とされた。



② 資源管理目標

令和元年度資源評価では、近年の資源状況は高いものの、本種は中長期的な資源変動を

すると指摘されていることから、今後の資源の減少が危惧されるとされた。また、生態情報や漁獲実態等の資源管理措置の検討に必要な情報が不足していることから、本県を含む近隣海域の漁獲動向に注視するとともに、今後も継続したモニタリングの必要があるとされた。

よって、更なる情報収集に努めるとともに、現行の資源管理の内容を継続しながら資源を維持する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則や許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

○定置網漁業、刺網漁業及びえびびき網漁業（手繰第2種漁業）

定置網漁業、刺網漁業及びえびびき網漁業の資源管理措置については、後述の漁業種類別管理の内容に従うこととする。

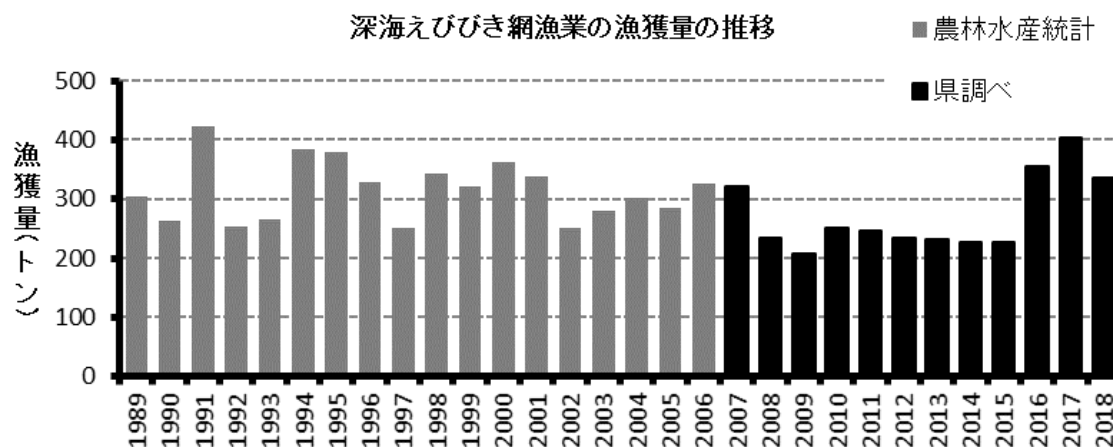
【漁業種類別資源管理】

(1) 深海えびびき網漁業（手繰第1種漁業）

① 資源及び漁獲の状況

深海えびびき網漁業は知事許可漁業であり、その漁獲対象資源は、アオメエソ、エビ類等多種にわたるなど漁法の特性上、特定の資源を選択的に漁獲することは難しく、特定種を単位とした資源管理は困難であることから、漁業種類を単位として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

当該漁業の1989年以降の漁獲動向は、1991年の424トンピークに、年による増減があるものの、300トン前後の水準で推移し、2008年以降連続して300トンを切ったが、2016年以後再び、300トン台の水準で推移している。



② 資源管理目標

本漁業種類において漁獲される全魚種を包括的に管理し、資源を維持する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

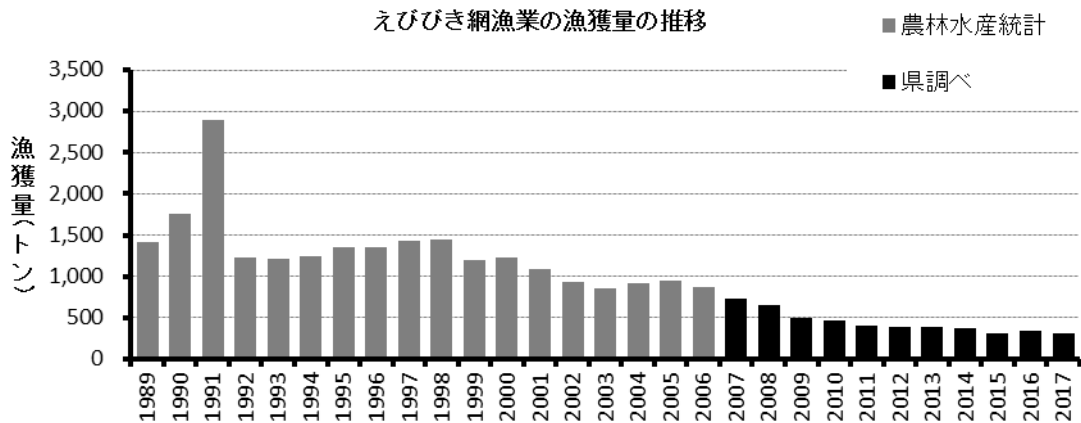
・休漁

(2) えびびき網漁業（手繰第2種漁業）

① 資源及び漁獲の状況

えびびき網漁業は知事許可漁業であり、その漁獲対象資源は、ハモ、ヒラメ、エビ類、カニ類、イカ類等多種にわたるなど漁法の特性上、特定の資源を選択的に漁獲することは難しく、特定種を単位とした資源管理は困難であることから、漁業種類を単位として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

当該漁業の1989年以降の漁獲動向は、1991年の2,894トンピークに、以後減少し、低い水準で推移している。



② 資源管理目標

本漁業種類において漁獲される全魚種を包括的に管理し、資源を維持する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

・休漁

また、上述の措置のほか、これまでに小型底びき網漁業包括的資源回復計画（平成20年3月31日公表）で取り組んできた小型魚の保護、禁漁区域の設定、種苗放流等の措置についても引き続き取り組む必要がある。

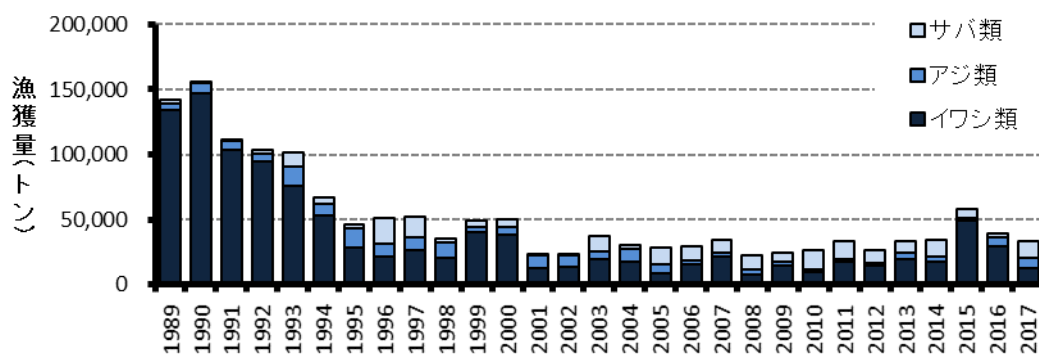
(3) 中小型まき網（いわし巾着網）漁業

① 資源及び漁獲の状況

いわし巾着網漁業は、主に、マアジ、マサバ及びゴマサバ、イワシ類を漁獲対象とするが、カマスなど多様な混獲がある中で、特定の資源を厳密に選択することは困難であることから、漁業種類を単位として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

当該漁業の1989年以降の漁獲動向は、1990年の155,607トンから2008年には14,781トンに減少し、低い水準のまま推移しているが、これはマイワシの漁獲量の減少に大きく起因している。当該漁業の対象資源は、広域的に回遊する資源であり、国が公表した太平洋系群の資源評価結果によると、各魚種の資源水準・動向は、マアジが「低位」、「減少」（令和元年度）、マサバが「中位」、「増加」（平成30年度）、ゴマサバが「中位」、「減少」（平成30年度）、マイワシが「中位」、「増加」（令和元年度）、カタクチイワシが「低位」、「減少」（令和元年度）、ウルメイワシが「中位」、「減少」（令和元年度）となっている。

中・小型まき網漁業の漁獲量の推移



② 資源管理目標

対象資源の本県沿岸への来遊状況とともに資源状況に留意しながら、本漁業種類において漁獲される全魚種を包括的に管理し、資源水準を維持する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、マアジ、マサバ、ゴマサバ、マイワシについては漁獲可能量を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

- ・休漁

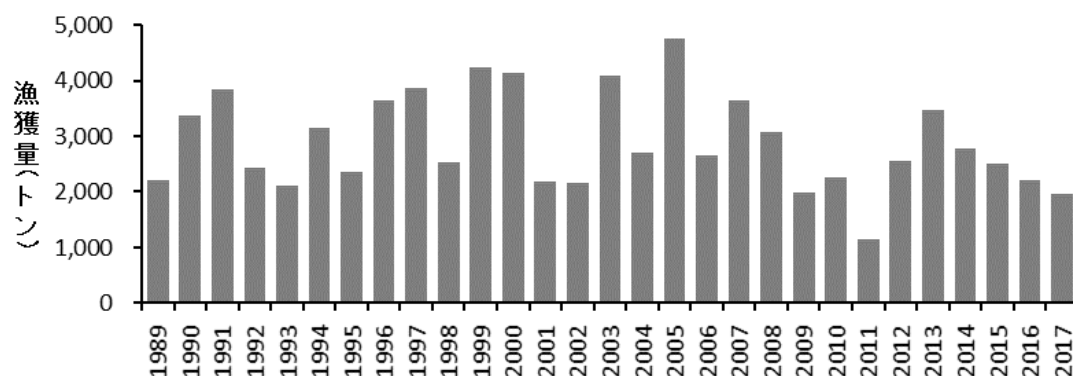
(4) 小いわし機船船びき網漁業

① 資源及び漁獲の状況

小いわし機船船びき網漁業（小いわし小型機船船びき網漁業含む）は、知事許可漁業であり、イワシ稚魚を主な漁獲対象種とするが、その際、タイ稚魚や多数の水産動物の混獲が避けられないなど、漁法の特性上、特定の資源を選択的に漁獲することは難しく、特定種を単位として資源管理は困難であることから、漁業種類を単位として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

当該漁業の1989年以降の漁獲動向は、概ね2,000～4,000トンの範囲で年変動を繰り返してきた。また、国が公表した当該漁業の漁獲の主体となるイワシ類太平洋系群の令和元年度の資源評価結果によると、各魚種の資源水準・動向は、マイワシが「中位」、「増加」、カタクチイワシが「低位」、「減少」、ウルメイワシが「中位」、「減少」とされている。また、混獲されるタイ類等多くの沿岸資源が減少傾向にあると推測される。

小いわし機船船びき漁業の漁獲量の推移



② 資源管理目標

対象資源の本県沿岸への来遊状況とともに資源状況に留意しながら、本漁業種類において漁獲される全魚種を包括的に管理し、資源水準を維持する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

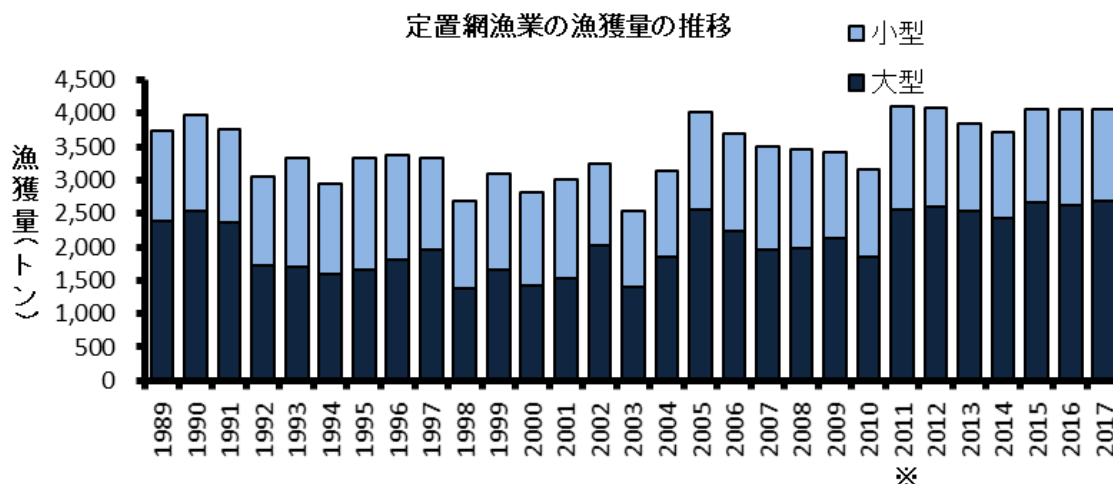
- ・休漁

(5) 定置網漁業

① 資源及び漁獲の状況

定置網漁業は定置漁業権、共同漁業権及び知事許可に基づく漁業であり、その漁獲対象資源は、イワシ類、アジ類、タイ類、タチウオ、イカ類、クロマグロ等多種にわたるなど漁法の特性上、特定の資源を選択的に漁獲することは難しく、クロマグロのような少数の選択放流を除き、特定種を単位とした資源管理は困難であることから、漁業種類を単位として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

当該漁業の1989年以降の漁獲動向はほぼ安定している。



※2011年(H23年)の大型定置網漁獲量は県調べによる

② 資源管理目標

本漁業種類において漁獲される全魚種を包括的に管理し、資源を維持する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、当該漁業においては、漁業調整規則、許可及び免許の内容、制限又は条件、クロマグロについては漁獲可能量を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

- ・漁具制限（使用漁具：道網の長さ・目合）

(6) 刺網漁業（固定式刺網漁業を含む）

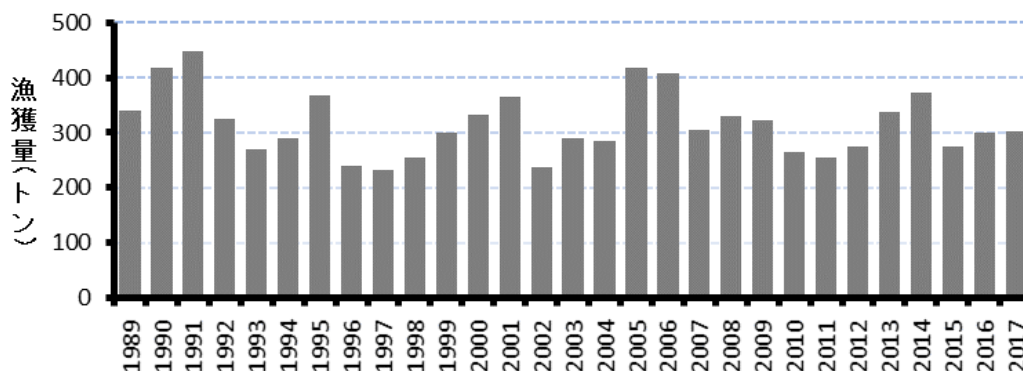
① 資源及び漁獲の状況

刺網漁業（固定式刺網漁業を含む。但し、いせえび磯建網漁業及びいせえび建網漁業を除く。）は、知事許可漁業であり、その漁獲対象資源は、カマス、タイ類、カサゴ、サワラ、ヒラメ、キス等多種にわたるなど漁法の特性上、特定の資源を選択的に漁獲すること

は難しく、特定種を単位とした資源管理は困難であることから、漁業種類を単位として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

当該漁業の1989年以降の漁獲量は、300トン前後で増減を繰り返しながら推移し、2005年以降は減少傾向で推移しているものの中位水準を維持している。

刺網漁業の漁獲量の推移



② 資源管理目標

本漁業種類において漁獲される全魚種を包括的に管理し、資源を維持する。

③ 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、次の措置を重点的に取り組む必要がある。

- ・休漁

また、本漁業の対象資源において、これまでに取り組んできた小型魚の保護、禁漁区域の設定、種苗放流等の措置についても引き続き取り組む必要があるほか、今後、本漁業の対象資源において、魚種魚種別資源管理において新たな資源管理措置が設定された場合、本漁業においても取り組み可能なものについては、積極的に導入する必要がある。

第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針

本指針に従い作成された資源管理計画については、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針及び宮崎県資源評価委員会における資源評価基準に基づき、評価・検証、高度化の実施に取り組むこととする。

なお、策定後4年を経過した次の年度に、各資源管理計画に基づく資源管理措置の実施により資源の維持回復等の効果が見られるかどうか、その資源管理措置が適切かどうか等についても評価・検証することとする。

第4 その他

本資源管理指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行することが必要であるため、宮崎県資源管理協議会は、別紙に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は、同協議会の行う履行確認に積極的に協力しなければならない。

また、履行確認については漁獲量把握システム（漁獲量トレースシステム）も併せて活用することとする。

さらに、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場・干潟の保全・造成、森林の保全・整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

別紙

資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認は、下表左欄の資源管理措置ごとに、右欄に掲げる履行確認手段のいずれかを用いることとする。

| 資源管理措置 | 履行確認手段 |
|--------|---|
| 休漁 | <ul style="list-style-type: none">・ 市場伝票又は電算システムによる集計表等・ 係船休漁を証する写真又は証拠書類・ 操業日誌 |
| 漁具制限 | <ul style="list-style-type: none">・ 当該漁具の操業期間を通じた使用を証する写真・ 協議会が行う操業時の任意の期日における現地確認 |